

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	6 8 3 0 - 4 0 7 - 5 6 0 0 - 5	仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	気体酸素（航空吸入用） -----	C & L P S - P 6 8 0 7 9	
		大 臣 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 3 年 1 月 2 6 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	補 給 本 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空機に搭載し吸入用として使用する気体酸素（航空吸入用）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 によるほか、次による。

a) 製品検査

気体酸素の品質を確保するため、製造会社が行う検査のことをいう。

b) C Z

航空自衛隊で使用する立方メートル（m³）の単位の略号のことをいう。

1.3 種類

種類は、表 1 のとおりとする。

表 1 一 種類

種類	物品番号	備 考
1 種	6830-407-5600-5	気体酸素

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

J I S B 7 5 0 5 - 1 アネロイド型圧力計—第 1 部：ブルドン管圧力計

J I S B 8 2 4 1 継目なし鋼製高圧ガス容器

J I S B 8 2 4 6 高圧ガス容器用弁

J I S K 0 1 1 4 ガスクロマトグラフィー通則

品名	気体酸素（航空吸入用）
----	-------------

J I S K 0 1 1 7 赤外分光分析通則
J I S K 0 1 2 3 ガスクロマトグラフィー質量分析通則
J I S K 0 2 2 5 希釈ガス及びゼロガス中の微量成分測定方法
J I S K 1 1 0 1 酸素

b) 仕様書

M I L - P R F - 2 7 2 1 0 OXYGEN, AVIATOR'S BREATHING, LIQUID AND GAS
C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

2 製品に関する要求

製品は、付表 1 の規定に適合したものでなければならない。

3 品質保証

3.1 製品検査

製品検査は、付表 1 に示す検査を実施する。

3.2 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

4 納入条件

4.1 納入単位

1 気圧 3 5 °C において酸素が充填されている容量（m³，略号は C Z）とする。

4.2 納入方法

4.4 の航空吸入用酸素ガス容器（以下“容器”という。）納めとする。

なお、容器は官側が引き渡すものとし、引き渡し場所は納地とする。

4.3 納入時期・数量

官側から契約相手方に事前に調整の上、納入時期及び数量を官側から発注書により指示する。

なお、発注書の様式は付表 3 による。

4.4 容器の種類等

容器の種類及び規格は、表 2 のとおりとする。

表 2－容器の種類等

物品番号		8120-427-3205-5	8120-016-8913-5
ガス容積		6 m ³	
寸 法	外径(D)	235 mm	228 mm
	長さ(L)	1 190 mm	1 270 mm
重 量		52 kg	64 kg
容器形状		底部形状：凹型	
備 考		寸法及び重量は上記を基準とし、細部は J I S B 8 2 4 1 による。	

4.5 バルブ

バルブは、**J I S B 8 2 4 6** による。

4.6 表示

表示は、容器の見やすいところにラベルによって、次の事項を表示するものとする。

- 製造業者の名称又はその略号
- 名称 気体酸素

品	名	気体酸素（航空吸入用）
---	---	-------------

- c) 充填年月日
- d) 充填量（ m^3 ）
- e) 35℃における充填圧力（MPa）
- f) 契約相手方の名称又はその略号（製造業者と同一の場合は省略することができる。）

5 官側における支援

契約相手方は、本契約の履行に当たり、官側の支援を必要とする場合には、次の事項について無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 電力の使用に関する事項（支援を受けられない基地については、調達要領指定書により示す。）
- b) 部隊保有の器材の使用に関する事項

付表 1－成分濃度等

項 目		規 定	備 考
純 度 v/v %		99.5以上	J I S K 1 1 0 1による。
露 点 (水 分) °C		-63.3以下	J I S K 0 2 2 5による。
微 量 不 純 ガ ス	炭酸ガス ppm (CO ₂)	10 以下	J I S K 0 1 1 4 及び J I S K 0 1 2 3 又は J I S K 0 1 1 7 による。
	メタン ppm (CH ₄)	50 以下	
	アセチレン ppm (C ₂ H ₂)	0.1 以下	
	エチレン ppm (C ₂ H ₄)	0.4 以下	
	エタン(C ₂ H ₆)及びそ の他の炭化水素 ppm	6 以下	
	窒素酸化物 ppm (N ₂ O)	4 以下	
	冷凍剤及び類似 溶剤 ppm (ハイドロフルオロ エーテルなど ^{a)})	2 以下	
	その他の溶剤 ppm (トリクロロエチ レンなど)	0.2 以下	
その他のガス ppm		0.2 以下	
充填圧力 MPa		14.7±0.2	J I S B 7 5 0 5－1に規定する2.5 級の圧力計又は同等以上の圧力計を用いて、 容器内のガス圧力を測定する。
ガス漏れ		いずれの部分か らもガス漏れが ないこと	高圧ガス容器弁、弁と容器との接合部など、 ガス漏れが生じるおそれのある部分に漏え い検査液を塗り ^{b)} 、泡の有無を調べる。
臭 気		無臭であること	容器弁を開き、臭気を嗅ぐ。
1 製品検査 a) 初回に納入する際は、全項目 ^{c)} について検査を行う。 b) 事後、容器内の製品を60日ごとに全項目 ^{c)} について検査を行う。 c) 納入の都度、微量不純ガスを除きその他の全項目について、ロットから、付表2 に示す数量を試料として任意に採取し、検査を行う。 d) 検査の結果、不合格となった場合は、そのロットについて不合格とする。			

付表 1－成分濃度等（続き）

2 ロット

同一充填装置から同一年月日に容器に充填されたものをロットとする。

- 注** a) 類似溶剤については，**M I L－P R F－2 7 2 1 0**による。
 b) 検査後，漏えい検査液を塗った部分を洗浄しなければならない。
 c) 充填圧力及びガス漏れの検査については，容器に充填されたものに限る。

付表 2－試料容器数

項 目	納入数量 (納入容器数)	試料採取用容器数
ガス漏れ	－	全数
充填圧力	1	1
臭 気	2 ～ 4 0	2
純 度	4 1 ～ 7 0	3
水 分	7 1 以上	4

付表 3 - 発注書の様式

発注番号第 号
年 月 日

殿

契約担当官等

気体酸素発注書

酸素購入単価契約 第 号（ 年 月 日）に基づき、下記のとおり
納入されたい。

記

調達要求番号	品 名	単位	数量	納地	納入予定日